大 和 町 総 合 運 動 公 園 使 用 料

１．貸切使用料

平成２６年４月１日施行（R8.4.1一部改訂）　（単位：円）

施設名	使用区分			基本使用料 午前	基本使用料 午後	基本使用料 夜間	基本使用料 全日	休日使用料（２割加算） 午前	休日使用料（２割加算） 午後	休日使用料（２割加算） 夜間	休日使用料（２割加算） 全日	町外平日使用料（５割加算） 午前	町外平日使用料（５割加算） 午後	町外平日使用料（５割加算） 夜間	町外平日使用料（５割加算） 全日	町外休日使用料（２割・５割加算） 午前	町外休日使用料（２割・５割加算） 午後	町外休日使用料（２割・５割加算） 夜間	町外休日使用料（２割・５割加算） 全日	
総合体育館	第一競技場 アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	児童・生徒	2,140	2,950	4,280	9,370	2,568	3,540	5,136	11,244	3,210	4,425	6,420	14,055	3,852	5,310	7,704	16,866	
			一般・学生	4,280	5,810	8,560	18,650	5,136	6,972	10,272	22,380	6,420	8,715	12,840	27,975	7,704	10,458	15,408	33,570	
		入場料を徴収する	児童・生徒	6,420	8,760	12,840	28,020	7,704	10,512	15,408	33,624	9,630	13,140	19,260	42,030	11,556	15,768	23,112	50,436	
			一般・学生	12,840	17,430	25,690	55,960	15,408	20,916	30,828	67,152	19,260	26,145	38,535	83,940	23,112	31,374	46,242	100,728	
	第一競技場 その他の催物	入場料を徴収しない	営利目的外	8,560	11,620	17,120	37,300	10,272	13,944	20,544	44,760	12,840	17,430	25,680	55,950	15,408	20,916	30,816	67,140	
			営利目的	42,810	58,100	85,630	186,540	51,372	69,720	102,756	223,848	64,215	87,150	128,445	279,810	77,058	104,580	154,134	335,772	
		入場料を徴収する場合		107,030	145,260	214,070	466,360	128,436	174,312	256,884	559,632	160,545	217,890	321,105	699,540	192,654	261,468	385,326	839,448	
	第二競技場 アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	児童・生徒	1,120	1,520	2,240	4,880	1,344	1,824	2,688	5,856	1,680	2,280	3,360	7,320	2,016	2,736	4,032	8,784	
			一般・学生	2,240	3,050	4,480	9,770	2,688	3,660	5,376	11,724	3,360	4,575	6,720	14,655	4,032	5,490	8,064	17,586	
		入場料を徴収する	児童・生徒	3,360	4,580	6,720	14,660	4,032	5,496	8,064	17,592	5,040	6,870	10,080	21,990	6,048	8,244	12,096	26,388	
			一般・学生	6,720	9,170	13,450	29,340	8,064	11,004	16,140	35,208	10,080	13,755	20,175	44,010	12,096	16,506	24,210	52,812	
	第二競技場 その他の催物	入場料を徴収しない	営利目的外	4,480	6,110	8,970	19,560	5,376	7,332	10,764	23,472	6,720	9,165	13,455	29,340	8,064	10,998	16,146	35,208	
			営利目的	22,420	30,580	44,850	97,850	26,904	36,696	53,820	117,420	33,630	45,870	67,275	146,775	40,356	55,044	80,730	176,130	
		入場料を徴収する場合		56,060	76,450	112,130	244,640	67,272	91,740	134,556	293,568	84,090	114,675	168,195	366,960	100,908	137,610	201,834	440,352	
	柔道場			1,120	1,520	2,240	4,880													
	トレーニング室			1,120	1,520	2,240	4,880													
	第１研修室			1,420	1,630	2,850	5,900													
	第２研修室			1,420	1,630	2,850	5,900													
	第３研修室			1,420	1,630	2,850	5,900													
	第１控室			1,010	1,220	2,030	4,260									単独で使用する場合。				
	第２控室			1,010	1,220	2,030	4,260													
	ステージ			1,010	1,220	2,030	4,260									単独で使用する場合。または一般開放日に一般利用券でも可。				
陸上競技場（１時間につき）		入場料を徴収しない	児童・生徒	530								795								
			一般・学生	1,050								1,575								
		入場料を徴収する	児童・生徒	1,580								2,370								
			一般・学生	3,150								4,725								
多目的広場（１時間につき）		入場料を徴収しない	児童・生徒	350								525								
			一般・学生	690								1,035								
		入場料を徴収する	児童・生徒	1,040								1,560								
			一般・学生	2,070								3,105								
テニスコート（１時間１面）		入場料を徴収しない	児童・生徒	300								450								
			一般・学生	500								750								
		入場料を徴収する	児童・生徒	500								750								
			一般・学生	1,000								1,000								

２．個人使用料

（単位：円）

対象	使用料	町外使用料（５割加算）	使用区分等
小・中・高校生	１人１回　５０	１人１回　８０	午前・午後・夜間（体育館のみ）各１回につき ※開放日における総合体育館・運動公園 （テニスコート除く）
一般学生	１人１回　１００	１人１回　１５０	

※総合体育館の第１・第２競技場を入場料を徴収しないで使用する場合、準備又は撤去のため、前日又は翌日使用する場合の使用料は、本表に定める使用料の１／２に相当する額とする。
ただし、入場料を徴収する場合の使用料は規定どおりとする。

３．設備使用料　（単位：円）

施設名	名　　称	単　位	使用料	使用区分
総合体育館	フロアシート	１本	５０	１日単位
	長　　机	１脚	１００	１日単位
	折畳み椅子	１脚	３０	１日単位
	特殊電源装置	１Ｋｗｈ	１５０	切り上げ 時間単位

（単位：円）

施設名	名　　称	単　位	使用料	使用区分
陸上競技場	放送設備器具	１式	５２０	１日単位
	テ　ン　ト	１張	２１０	１日単位
	走高跳用具	１式	５２０	区分単位
	競技会用ハードル	１式	５２０	区分単位
	競技会用器具	１式	５，２５０	１日単位

総合体育館の設備中、特殊電源装置を除いては館外持ち出し利用の場合のみ徴収、陸上競技場は倉庫受け渡しとする。

４．冷暖房設備及び照明設備使用料　（単位：円）

名　　称			単　位	使　用　料	使　用　区　分
暖房設備	第１競技場（客席含む）		１時間	１２，２３０	１時間未満は１時間とする
	第２競技場		１時間	３，０５０	
	トレーニング室		１時間	８１０	
	第１研修室		１時間	３００	
	第２研修室		１時間	３００	
	第３研修室		１時間	３００	
	第１控室		１時間	３００	
	第２控室		１時間	３００	
冷房設備	第１研修室		１時間	２００	
	第２研修室		１時間	２００	
	第３研修室		１時間	２００	
	第１控室		１時間	２００	
	第２控室		１時間	２００	
照明設備	第　１ 競技場	全灯点灯（1470ﾙｸｽ）	１時間	２，６５０	
		１／２　（735ﾙｸｽ）	１時間	１，３２０	
	第　２ 競技場	全灯点灯（650ﾙｸｽ）	１時間	１，２２０	
		１／２　（325ﾙｸｽ）	１時間	６１０	
スポットエアコン	大　１台		１時間	３００	
	中　１台		１時間	２００	

名称	単位	使用料	使用区分
ジェットヒーター	1台/1時間	６００	１時間未満は １時間とする
ファンヒーター	1台/区分	５００	
ブルーヒーター	1台/区分	１，０００	
扇風機	1台/区分	３２０	

冷暖房設備の算定基準は「実利用の区分単位」とする。
（準備は含まない）

５．使用時間

午前とは、　９時から１２時まで
午後とは、１３時から１７時まで
夜間とは、１８時から２１時３０分まで
全日とは、　９時から２１時３０分まで

照明設備中、第１競技場の１／２点灯（735ﾙｸｽ）及び第２競技場の１／２点灯（325ﾙｸｽ）に関しては、夜間使用の場合に限り徴収しない。